

防府市農福連携促進物品導入補助金交付要綱

令和8年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の就労機会の創出や社会参加の促進を図るとともに、農業の新たな担い手を確保するため、農福連携に取り組む意欲的な障害福祉サービス事業所に対して、防府市農福連携促進物品導入補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービスを行う市内の事業所をいう。
- (2) 農作業 農業に係る補助作業であって、除草、収穫その他の作業をいう。
- (3) 農業者 市内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者、農業者等の協同組織。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害福祉サービス事業所が受託者となり、農業者と農作業の委託契約を締結している障害福祉サービス事業所。
- (2) 農作業委託契約を締結する農業者との間に資本及び人的な関係がないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が受託者となり、農業者と締結した農作業受託のために必要な農作業に

使用する物品のうち、当該年度中に支払った物品の購入費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 障害福祉サービス事業所に対する前号の額は、当該年度内10万円を上限額とする。

3 行政機関からの補助金を受け、または受ける予定がある場合には、補助金の額を控除した後の額を対象とする。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付申請をしようとする場合は、防府市農福連携促進物品導入補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及びその額の確定を行い、防府市農福連携促進物品導入補助金交付決定及び額確定通知書（第2号様式）により、補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市農福連携促進物品導入補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更したときは、防府市農福連携促進物品導入補助金交付決定取消（変更）通知書（第4号様式）により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の場合において、既に交付した補助金があるときは、防府市農福連携促進物品導入補助金返還命令書（第5号様式）により、当該交付決定者に対して当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
団 体 名
氏 名
連 絡 先

防府市農福連携促進物品導入補助金交付申請書

防府市農福連携促進物品導入補助金の交付を受けたいため、防府市農福連携促進物品導入補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申請者の資格及び市税の滞納がないこと、また、防府市農福連携促進物品導入補助金の交付額確定のため、補助事業に係る業務内容及び実績額等について、貴殿が関係先へ確認されることに同意します。

記

1 交付申請

交付申請額（補助対象経費の 1/2）	補助対象経費
金 円	金 円

2 他の行政機関からの補助

有	行政機関名	事業名	金額
無			円

3 添付書類

- （1）農作業委託契約書の写し
- （2）領収書等、購入した物品の金額と支払日を明らかにする書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

指令防障第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市農福連携促進物品導入補助金交付決定及び額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市農福連携促進物品導入補助金について、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので、防府市農福連携促進物品導入補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
団 体 名
氏 名

防府市農福連携促進物品導入補助金交付請求書

年 月 日付け指令防障第 号で額の確定を受けた防府市農福連携促進物品導入補助金について、防府市農福連携促進物品導入補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫						
	農協・漁協・信用組合						
	支店・本店・支所・出張所						
口座番号・種別							普通・当座
口 座 名 義 カ タ カ ナ で 記 入 願 い ま す							

注 振込先は、原則として請求者の名義の口座を記載してください。

様式第 4 号（第 9 条関係）

指令防障第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市農福連携促進物品導入補助金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付けで交付決定した防府市農福連携促進物品導入補助金について、防府市農福連携促進物品導入補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり取消（変更）することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 取消（変更）の内容

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

指令防障第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市農福連携促進物品導入補助金返還命令書

年 月 日付け指令防障第 号で交付を決定した防府市農福連携促進事業補助金について、防府市農福連携促進物品導入補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日